

令和2年3月5日

関係者各位

岡山県南部水道企業団
企業長 片山 寛一

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当企業団発注の工事及び業務（以下「工事等」という。）について次のとおり取扱いを定めましたのでお知らせします。

記

1 作業場所及び事務所における感染予防対策について

アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、全ての作業従事者等の健康管理に留意してください。

2 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合の対応について

当企業団発注の工事等に係る作業従事者に、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに監督員に報告するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう周知徹底をお願いします。

3 工事等の一時中止措置等について

感染拡大防止のため、工事等の一時中止や履行期間の延長を希望する場合は、監督員等にその旨を申し出てください。

なお、一時中止の期間は令和2年3月15日までとします。